

## 令和元年度 沿岸荷役主任者教習の講師養成研修のご案内

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

沿岸荷役主任者は港湾の沿岸荷役作業における労働災害防止について、調整し、作業指揮を行う重要な役割を果たしています（港湾労災防止規程第119条）。

沿岸荷役主任者教習の講師は、当協会の沿岸荷役主任者教習実施要領（昭和54年8月31日付け港災防発第39号）で定めるところにより「協会本部の実施する講師養成研修修了者」となっています。

当協会本部の実施する講師養成研修は、数年間隔で開催していますが、前回開催から約3年が経過しているとともに、講師養成のご希望もお寄せいただいておりますことから、今般、標記「沿岸荷役主任者教習の講師養成研修」を開催することとしましたので、この機会に御参加下さるよう御案内申し上げます。



### 記

- 1 日 時：令和元年12月11日（水）9：00～16：40
- 2 会 場：東京港湾福利厚生センター8階A会議室  
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-5 TEL: 03-3452-6391
- 3 受講資格：各科目について別記の資格を有する者
- 4 参加定員：30名
- 5 受講料：18,700円（消費税、テキスト、資料、昼食を含む。）
- 6 申込先：別紙「沿岸荷役主任者教習講師研修申込書」に参加者氏名、所属事業場名等  
所定事項を御記入の上、受講料を添え、10月29日（火）までに所属総支部  
までお申し込み下さい。
- 7 修了証：修了者には修了証を交付します。
- 8 内 容：次の表のとおりです。

時 間	内 容
9：00～9：10	< オリエンテーション >
9：10～10：10	<b>玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</b>
10：10～10：15	休 憩
10：15～11：15	<b>荷役機械等の構造及び取扱いに関する知識</b>
11：15～11：20	休 憩
11：20～12：20	<b>はい付け、はいくずし作業に関する知識</b>
12：20～13：10	昼 食
13：10～14：10	<b>関係法令</b>
14：10～14：15	休 憩
14：15～15：15	<b>作業の指揮に必要な知識</b>
15：15～15：20	休 憩
15：20～16：30	<b>荷役の方法に関する知識</b>
16：30～16：40	< 修 了 証 交 付 >

受講資格は、次の表のとおりです。

教 習 科 目	資 格
作業の指揮に必要な知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有するもの 3 10年以上沿岸荷役作業に係る安全管理に関する業務に従事した経験を有する者
荷役機械等の構造及び取扱いに関する知識	1 大学又は高等専門学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において船舶工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの 3 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの
玉掛け作業及び合図の方法に関する知識	1 大学又は高等専門学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後2年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校において力学又は応用力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後4年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 3 揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者（昭和53年労働省令第35号附則第3条の「就業制限に関する経過措置」に該当する者に限る。）で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの 4 玉掛け技能講習修了者で、10年以上玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの
荷役の方法に関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上沿岸荷役作業に関する業務に従事した経験を有するもの 3 沿岸荷役作業の監督又は作業指揮の業務に5年以上従事した経験を有する者 4 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上沿岸荷役に関する業務に従事した経験を有するもの
はい付け、はいくずし作業に関する知識	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後5年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有するもの 3 はい作業主任者技能講習修了後3年以上はい付け、はいくずし作業に関する業務に従事した経験を有する者
関係法令	1 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 2 高等学校を卒業した者で、その後3年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの 3 5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者



【交通】

J R 田町駅芝浦口(東口)より徒歩11分  
 新交通ゆりかもめ芝浦ふ頭駅より徒歩 6 分

東京港湾福利厚生センター

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-5

TEL: 03-3452-6391

<http://www.t-port-kousei.or.jp/kikouzu.html>

港湾防災防止協会本部

TEL: 03-3452-7201

(担当: トウギン、ニシマキ)